

(2) 合併事業年度後の事業年度（法11④）

※4
合併法人のその事業年度開始の日の2年前の日からその事業年度開始の日の前日までの間に合併があった場合において、その合併法人のその事業年度の基準期間における課税売上高（事業年度の基準期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から事業年度の基準期間における売上に係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。）と各被合併法人のその合併法人のその事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として一定の方法により計算した金額の合計額との合計額（その合併法人のその事業年度の基準期間における課税売上高がない場合その他一定の場合には一定の金額）が1,000万円を超えるときは、その合併法人（注1）のその事業年度（注2）における課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。

※6
（注1）課税事業者を選択している法人を除く。

※6
（注2）基準期間における課税売上高が1,000万円以下である事業年度に限る。

※1 基準期間に対応する期間（令22④）

例：C3の場合

	X1 4/1	X2 4/1	X3 4/1	合併 10/1	X4 4/1	X5 4/1	X6 4/1
被合併法人	A1	A2	A3	C1	C2	C3	C4
被合併法人	B1	B2	B3				
	1/1	1/1	1/1	9/30			

その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日
(X5. 4. 1) (X3. 4. 1) (X3. 4. 1~X4. 3. 31)

までの間に終了した各被合併法人の各事業年度をいう。
(A3、B3)

※2 条文構成をチェック！

その合併法人のその事業年度の基準期間における課税売上高（…）（C1）
と
各被合併法人の/
その合併法人の/その事業年度（C3）の/
基準期間に対応する期間（A3、B3）における/
課税売上高として/一定の方法により計算した金額の合計額/
との合計額（①+②）

※3 一定の方法により計算した金額（令22④）

$$\frac{\text{基準期間に対応する期間の被合併法人の課税売上高}}{\text{その事業年度開始の日の2年前の日の前日から合併の日の前日までの月数}} \times \text{対応する期間の月数}$$

※4 「その事業年度開始の日の2年前の日」とは

吸収合併における「基準期間の初日の翌日」と同じ位置づけであるが、新設合併では、基準期間が存在しない事業年度が想定されるため、表現が異なっている。

※5 「その事業年度の基準期間における課税売上高がない場合その他一定の場合」とは
例えば下記のC2は合併法人の基準期間における課税売上高がない場合に該当する。

なお、C2については、基準期間に対応する各被合併法人の課税売上高（A2、B2）を合計する。

	X1 4/1	X2 4/1	X3 4/1	合併 10/1	X4 4/1	X5 4/1	X6 4/1
被合併法人	A1	A2	A3	C1	C2	C3	C4
被合併法人	B1	B2	B3				
	1/1	1/1	1/1	9/30			

※6 （注1）（注2）の考え方は吸収合併と同様である。
（→1/2合併事業年度後の事業年度※4、5）

※7 この「基準期間における課税売上高」のカッコ書きは必要なのでしょうか。

このカッコ書きは、その前の用語である「基準期間における課税売上高」を説明するために必要なカッコ書きです。

「基準期間における課税売上高」という用語は理論マスター1－6において定義されています。つまり、課税売上高から税抜の売上返還額を引いた金額のことを指し、基準期間が1年でない法人の場合は更に1年換算した金額のことを指します。

これに対し、新設合併の場合ですが、合併事業年度の翌々事業年度は、「合併法人の基準期間における課税売上高（実額）＋各被合併法人の基準期間に対応する期間における課税売上高（切り貼り計算）」という計算をします。

ここで、合併法人の基準期間における課税売上高について実額を用いる、ということとはすなわち、1年換算をしない、ということ意味します。これを条文（理論）では、基準期間における課税売上高（課税売上高－売上返還＝残額）とカッコ書きを付し、年換算しない実額を用いることを示しています。

【事例⑬】

次のそれぞれの法人について、当課税期間に提出すべき消費税の届出書及びその前提となる手続き並びにその提出時期について、その理由を示して簡潔に述べなさい。

また、いずれの法人も、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」は提出していない。

- (1) A社（事業年度は4月1日から3月31日まで）は、消費税の仕入控除税額の計算について消費税法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する方法を適用していたが、当課税期間から同法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する方法に変更するつもりであった。しかし、前課税期間末近い平成22年2月に大雪のため、本社倉庫が倒壊し、必要な届出書を提出できなかった。A社では、当初の予定どおり当課税期間から仕入控除税額の計算方法を変更したいと考えているが、当課税期間開始の日から既に10日を経過している。なお、A社は平成19年1月に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しており、当課税期間に係る基準期間における課税売上高は4,500万円であった。
- (2) B社（事業年度は6月1日から5月31日まで）は、消費税の仕入控除税額の計算について当課税期間から消費税法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する方法を適用することとなったが、当課税期間の平成22年11月に隣接する法人の出火による延焼のため、本社工場が焼失し（被害は同日にやんだ。）、多額の設備投資が必要となった。そこで、B社では、できれば当課税期間から同法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する方法に戻し、消費税の還付を受けたいと考えている。また、B社は平成22年3月に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しており、基準期間における課税売上高は3,800万円であった。
- (3) C社（事業年度は9月1日から8月31日まで）は、消費税の仕入控除税額の計算について前課税期間から消費税法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する方法を適用していたが、前課税期間末に近い平成22年8月に台風の影響により水害に遭い甚大な被害を受けた。被害のやんだ日と認定されたのは、当課税期間の平成22年11月であった。C社では、災害復旧のため、多額の設備投資が必要となり、できれば当課税期間から同法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する方法に戻し、消費税の還付を受けたいと考えている。なお、C社は平成21年7月に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しており、基準期間における課税売上高は4,700万円であった。

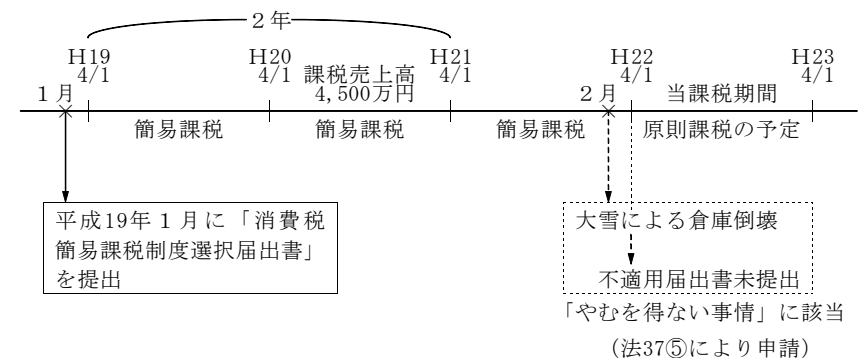
解答への道

「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出及びその有恕規定について問うた問題である。

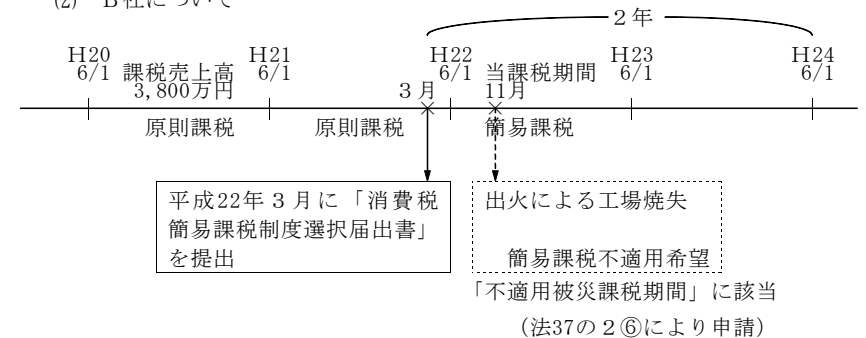
簡易課税制度選択（不適用）届出については、本来は適用を受ける（又はやめる）課税期間の前課税期間末までに届出書を提出すべきであるが、やむを得ない事情に該当するときは、承認申請書を提出し承認を受けることとなる。この承認申請の方法は、一般的には令57の2に規定されているが、この場合においてもいわゆる2年継続適用の提出の制限を受けることとなる。ただし、災害があったため、仕入控除税額の計算方法を変更したい場合には、法37の2により、2年継続適用の提出の制限に係わらず、災害があった課税期間（又は、一定の要件を満たす翌課税期間以後の課税期間）から計算方法を変更することができる。

各法人について図示すると以下のとおりとなる。

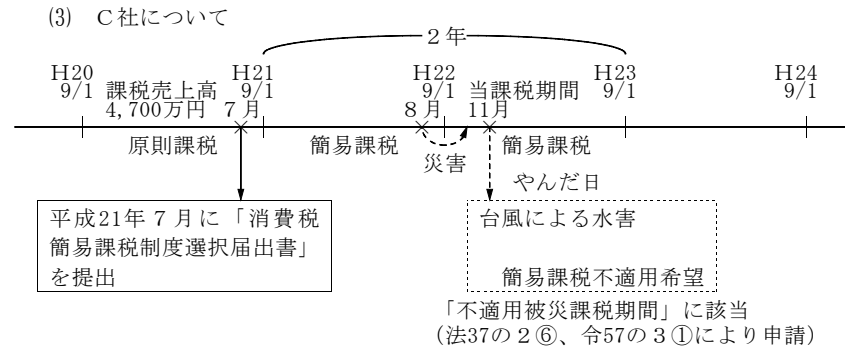
(1) A社について



(2) B社について



2 事例対策問題



解答の柱

(1) A社について

1 手続き

- ① 提出すべき消費税の届出書 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- ② 前提となる手続き 消費税簡易課税制度選択不適用届出に係る特例承認申請書の提出
- ③ 提出時期 やむを得ない事情がやんだ後相当の期間内

2 理由

(1) 概要

A社は、消費税簡易課税制度選択届出書を提出しており、当課税期間に係る基準期間における課税売上高（4,500万円）が5,000万円以下であるため、当課税期間においては、簡易課税制度が適用される。A社が、当課税期間から計算方法を原則課税に変更する場合、本来前課税期間末までに簡易課税制度選択不適用届出書を提出すべきである。しかし、前課税期間の末近くに本社倉庫が倒壊しているため提出することが不可能であり、当該倒壊は、やむを得ない事情に該当すると思われる。したがって、上記届出書及び申請書を提出し承認を受けることにより、当課税期間より原則課税に変更することとなる。

(2) 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例

- ① 選択不適用の届出（法37②～④）
- ② 有恕規定（法37⑤、令57の2）

(2) B社について

1 手続き

- ① 提出すべき消費税の届出書 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- ② 前提となる手続き 災害等による消費税簡易課税制度選択不適用届出に係る特例承認申請書の提出
- ③ 提出時期 災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内

2 事例対策問題

2 理由

(1) 概要

B社は、消費税簡易課税制度選択届出書を提出しており、当課税期間に係る基準期間における課税売上高（3,800万円）が5,000万円以下であるため、当課税期間においては、簡易課税制度が適用される。しかし、当課税期間において、出火による被害を受けた場合のその被害はやむを得ない理由に該当すると考えられるため、上記届出書及び申請書を提出し承認を受けることにより、当課税期間より原則課税に変更することとなる。

(2) 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例

選択不適用の届出のみ（法37②～④）

上記A社2(2)①と同じ。

(3) 災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例（不適用届出に関する特例のみ）（法37の2⑥⑦）

(3) C社について

1 手続き

- ① 提出すべき消費税の届出書 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- ② 前提となる手続き 災害等による消費税簡易課税制度選択不適用届出に係る特例承認申請書の提出
- ③ 提出時期 災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内

2 理由

(1) 概要

C社は、消費税簡易課税制度選択届出書を提出しており、当課税期間に係る基準期間における課税売上高（4,700万円）が5,000万円以下であるため、当課税期間においては、簡易課税制度が適用される。しかし、当課税期間において、台風による被害を受けた場合のその被害はやむを得ない理由に該当すると考えられるため、上記届出書及び申請書を提出し承認を受けることにより、当課税期間より原則課税に変更することとなる。

(2) 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例

選択不適用の届出のみ（法37②～④）

上記A社2(2)①と同じ。

(3) 災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例（不適用届出に関する特例のみ）（法37の2⑥⑦）

- ① 上記B社2(3)と同じ。
- ② 一定の課税期間（令57の3①）